

令和8年度

事業計画書 ~~（案）~~



【使命】

八幡浜市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者との協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことのできる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することを使命とする。

【経営スローガン】

「すこやかな心ふれあう思いやりのあるまちづくり」

【基本目標】

- 1 ボランティア・地域福祉活動で、まちを元気にしよう
- 2 個人の権利を大切にし、安心して生活できるまちにしよう
- 3 安心を支え合う文化をつくろう
- 4 地域住民・福祉関係者とともに、汗をかく社会福祉協議会職員になろう

【基本方針】

2026年が到来し、超高齢社会・人口減少社会がもたらす社会問題（社会保障費の負担増大、医療・介護体制の維持が困難、働き手の不足等）は、地域福祉にも大きな影響を与えることが懸念されている。誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をつくるためには、国や企業等の施策だけでなく、地域住民、事業者、関係団体、ボランティア、自治体、社会福祉協議会等が、地域の一員としてそれぞれの役割のもと、連携・協働の取組を促進する必要がある。

昨今の社協をめぐる新たな動きとしては、社協の組織特性、活動原則、機能などを定めた「新・社会福祉協議会基本要項」（令和4年度策定）が、全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会において見直しが行われ、令和7年度に「社会福祉協議会基本要項2025」として示された。これからの社協に求められる役割は、下記の4項目である。

- (1) その人らしい暮らしを地域で支える
- (2) 住民主体の地域づくり
- (3) 協議体としての機能を地域福祉に活かす
- (4) 地域福祉を推進する団体としての責任と行政とのパートナーシップ

また、「社会福祉協議会基本要項2025」において、社協の機能を、下記の10項目に整理した。

(※) は新項目である。

- (1) 住民や地域の関係者による福祉活動、ボランティア・市民活動の推進
- (2) 組織化、連絡調整
- (3) 福祉活動・事業の企画・実施、支援
- (4) 相談支援 (※)
- (5) 権利擁護 (※)
- (6) 調査・研究、計画、ソーシャルアクションの実施
- (7) 福祉教育の実施
- (8) 地域福祉を支える活動者・従事者の育成と協働の促進 (※)
- (9) 災害時の支援 (※)
- (10) 地域福祉の財源確保および助成の実施 (※)

本会においても、地域共生社会の実現に向けた協働の中核を担う組織として、保健・医療・福祉・教育・司法関係者や企業、NPO等を含めた関係機関との重層的なネットワークをつくり、これまでの実績と特性を活かしながら新たな課題にスピード感をもって取り組んでいく。

また、近年多発する自然災害に対しては、平常時から行政等と連携し災害と備えるとともに、発生した際は、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を把握した上で、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取り組みも求められている。さらには、高齢者、

障害者、生活困窮者、子ども等福祉サービス利用者の人格、能力及び個性を尊重した個別支援と地域づくりを一体的に展開するとともに、将来を見据えた介護保険事業・障害福祉サービス事業・養護老人ホームを含む既存事業の見直し及び新たな事業展開の検討も進める必要がある。

理事会・評議員会等の機能を十分発揮するとともに、役職員一同、あらためて本会の使命や経営理念等を共有し、ともに生きる豊かな地域社会の実現に向けて、経営環境の変化をしっかりと捉え、各部門における実施事業を重層的、包括的かつ効果的に取り組んでいく。

【重点事業項目】

- 1 地域福祉が実践できる経営組織体づくり
- 2 支援の質の向上
- 3 地域支援と相談支援の一体的な推進
- 4 福祉の拠点づくり

【事業項目】

- 1 社会福祉協議会の経営・事業体制の見直しと整備
- 2 地域福祉活動の推進
- 3 相談支援事業の推進
- 4 介護保険事業・障害福祉サービス事業等の運営とサービスの支援の向上
- 5 指定管理者制度に基づく養護老人ホームの運営及び入所者支援の向上

【事業実施項目】

事業名	事業目標・達成基準・具体的対応
<p>1 社会福祉協議会の経営・事業体制の見直しと整備（地域福祉課）</p>	
<p>(1) 法令遵守及び健全経営と財政の安定化</p>	<p>目標：持続可能な組織を目指し、変動する社会福祉諸制度への対応や各事業の見直し、これらを担うための人材の育成に努めながら、法令を遵守した経営基盤の見直し、予算管理を適切に行う。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ① 理事会及び評議員会 <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度事業報告及び決算、監査報告 ・令和8年度補正予算 ・令和9年度事業計画、予算 ② 監査 <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度事業の執行状況及び決算関係等 ③ 評議員選任解任委員会 ④ 福祉サービス苦情解決の取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・責任者を設置し、サービス提供者としての信頼性等の確保を図る。 ・苦情解決第三者委員会の設置 ⑤ 社協会員の加入促進 ⑥ ホームページ等による情報公開 <ul style="list-style-type: none"> ・経営状況や規程、指針、事故・苦情対応等 ⑦ 顧問弁護士・顧問社会保険労務士の配置 ⑧ 八幡浜市地域福祉基金の活用 ⑨ 内部業務監査 <ul style="list-style-type: none"> ・内部業務状況の確認及び金銭管理等の確認 ⑩ ICT活用 <ul style="list-style-type: none"> ・勤怠管理、訪問介護事業、居宅介護支援事業、養護老人ホーム ⑪ 防災危機管理ハンドブックの確認、法人事業継続計画（BCP）の策定 ⑫ 八幡浜市・県内外の社協とのパートナーシップの強化
<p>(2) 人事考課制度の実施</p>	<p>目標：正規職員等を対象に、職員の意識改革及び教育制度による人材育成を目標とし実施する。また、人事考課面接を行い、面接時にヒヤリングや自己申告などを実施し、職員の勤務状況等を把握し、適切な組織運営を図っていく。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ① 人事考課者研修会の実施 ② 職員の自己申告制度の実施 ③ 人事考課による昇給及び勤勉手当の調整
<p>(3) 職員の資質向上</p>	<p>目標：職員の専門性や資質の向上を促進するため、資格取得を奨励するとともに、令和8年度各課の研修計画に基づき、研修を行い、職員の資質高向上に努める。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ① キャリアパスの実施 ② 資格取得について、費用面・日程等の支援 ③ 法定研修・委員会等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・衛生委員会、事故防止委員会、虐待防止委員会、身体拘束等適正化委員会、 ④ 職員内部研修の実施 ⑤ スーパービジョン体制の構築

事業名	事業目標・達成基準・具体的対応
(4) 安全衛生管理体制の推進	<p>目標：労働安全衛生法の規定により、職員の安全と健康を確保するために、衛生委員会を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 法人衛生委員会の開催 ② 顧問社会保険労務士・顧問心理士の配置 ③ ストレスチェックの実施（心理士による高ストレス者との面接） ④ メンタルヘルス研修会の開催
(5) 八幡浜市社会福祉大会の開催	<p>目標：社会福祉の推進に関する事業及び活動に顕著な功績のある方及び社会福祉活動に協力・支援した方を表彰し感謝の意を表すために、表彰式を開催する。また、地域福祉等に関する講演を行い、これからの地域福祉への参画について共有する。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ① 社会福祉功労者等表彰式、記念講演の開催 ・令和9年1月23日（土） ② 表彰審査委員会の開催
(6) 広報・啓発の推進	<p>目標：住民の声や顔がみえる情報発信を通して、広く住民に社協の事業を知ってもらい、地域福祉への理解と関心を高めるとともに住民の主体的な福祉活動を活性化し、地域の福祉力を高めていく。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ① 社協だよりの発行 ② 社協ホームページの運営及びFacebook、Instagram、公式LINE等による情報発信 ③ 愛媛県社会福祉大会へ社会福祉功労者等の推薦と参加 ・令和8年10月20日（火）
(7) 地域貢献	<p>目標：地域と共に歩む社会福祉法人として、専門性やネットワークを活かし地域社会に貢献する。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ① 実習生の受け入れ ② 多様な人材の雇用 ③ 施設や事業所における地域住民との交流やボランティアの受け入れ ④ 社会福祉法人の連携 ⑤ 寄贈された土地と建物の活用 ⑥ 介護職員初任者研修の実施（八幡浜市内の事業所と連携）

事業名	事業目標・達成基準・具体的対応
2 地域福祉活動の推進 (地域福祉課)	
(1) 地区社会福祉協議会の福祉活動の推進	<p>目標：地域住民に最も身近な地域住民主体の地区社会福祉協議会の取り組みを維持・充実することで、地域福祉の参画・増進及び福祉意識の高揚を図ることを目指す。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ① 地区社会福祉協議会会長会の開催 ② 各地区社協へ担当職員の配置 ③ ふれあい・いきいきサロンの推進（市委託） ④ ふれあい・子育てサロンの推進 ⑤ 見守りネットワーク活動の推進（市委託） <ul style="list-style-type: none"> ・地区ネットワーク会議の開催 ・市全域のネットワーク会議の開催 ・地域住民による見守り意識の啓発 ・地域で見守りが必要と思われる人を見守り、いつもと違う状況を感じた時に連絡・通報してもらえる仕組みづくりを推進する。 ・職員がアウトリーチ・ニーズキャッチを行い、地域の実情把握に努め、関係者・関係機関が顔見知りとなり、地域全体で地域課題に取り組むことができる仕組みづくりを推進する。 ・見守りハンドブックの改訂 ⑥ 給食サービスの実施 ⑦ ひとり暮らし高齢者のつどいの実施 ⑧ 三世代ふれあいのつどいの実施 ⑨ 地域福祉普及向上事業の実施 ⑩ 地区社協だより ⑪ 地域福祉座談会の推進 ⑫ 民生委員児童委員・主任児童委員との連携 ⑬ 八幡浜市地域福祉基金の活用
(2) ボランティアコーディネーター機能の充実	<p>目標：住民による自主的なボランティア活動が展開しやすい環境を整え、多くの方がボランティア・地域福祉活動へ参加できるよう支援する。また全国・愛媛県内においても歴史のある八幡浜市ボランティア協議会との協働を勧めていく。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ① ボランティア・市民活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・マップ・リストを作成し、市民や関係機関へ見える化を検討。 ② ボランティアの登録・あっせん・相談 ③ 八幡浜市ボランティア協議会との協働 ④ 福祉のつどいの開催 ⑤ ボランティア・ボランティアグループへの支援 ⑥ ボランティア養成講座・フォローアップ講座の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・朗読（音声訳）ボランティア養成講座（市委託） ・手話奉仕員養成講座（市委託） ・点訳ボランティア養成講座（市委託） ・精神保健ボランティア養成講座 ・ワークキャンプ ⑦ 福祉教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の担い手研修 ・小学校、中学校、高等学校での福祉教育のコーディネーター

事業名	事業目標・達成基準・具体的対応
	⑧ 高校生等若者ボランティアの活動支援 ⑨ 高齢者や障害者等の社会参加 ・ 障害者スポーツ・文化・芸術交流会 ・ 八幡浜市地域福祉基金の活用
(3) 災害ボランティアセンター運営体制等の準備	目標：災害ボランティアセンターの設置・運営にあたり、平常時から減災活動や災害における被災地の支援活動を積極的に行おうとする行政や関係団体等の主体性を尊重し、相互に連携して効果的な活動ができるよう、情報交換と協力関係を築き、平時から顔の見える関係づくりを行い、災害支援活動を円滑・効果的に推進していく。
	① トロール会議と社会福祉協議会との協働 ② 災害時のみならず平常時の三者連携（八幡浜市・青年会議所・社会福祉協議会） ③ 災害ボランティア活動支援体制の整備 ④ 災害ボランティアセンターシュミレーション研修会の開催 ⑤ 災害支援のネットワーク化 ⑥ 防災ボランティア研修会の開催 ・ 自主防災組織・防災士との連携 ⑦ 災害ボランティアの登録 ⑧ 愛媛県・愛媛県内市町社協との連携
(4) 生活支援体制整備事業の推進【市委託】	目標：生活支援コーディネーターや第2層協議体の設置を通じて、生活支援・介護予防サービスが創出される仕組みづくりを地域包括支援センター及び関係機関等と連携しながら実施する。
	① 生活支援・介護予防サービスのコーディネート業務 ② 第1層協議体の開催（年3回） ③ 第2層協議体の設置と開催、活動支援 ④ 2.5層の話し合い（年2回） ⑤ アクティブボランティア養成講座 ⑥ 拠点や集いの場づくりと活動支援 ⑦ 買い物・ゴミ出し・移動・外出の仕組みづくり ⑧ 支え合い協議体 全体会
(5) 寄付文化の推進	目標：寄付や募金によって地域社会がよくなることが、地域住民に実感し行動してもらえるように、寄付文化を推進していく。また、地域福祉活動やNPO活動にとっても寄付は必要な財源であることを実感してもらい、共に寄付文化を作り上げていく。
	① 赤い羽根共同募金運動 ・ 共同募金配分金助成事業 ・ 募金のできる場所や機会を増やす ② 歳末たすけあい運動 ③ まごころ銀行 ④ 赤い羽根チャリティパーティの開催 ⑤ 地域福祉活動の支援 ・ 少年式記念品配布 ・ 母子親子ふれあい事業 ・ 子ども食堂 ・ 障害者団体、障害者施設 ・ 義援金の配分

事業名	事業目標・達成基準・具体的対応
	⑥ ファンドレイジング等新たな寄付への研究と取り組み

事業名	事業目標・達成基準・具体的対応
3 相談支援事業の推進 (地域福祉課)	
(1) 心配ごと相談所事業の推進【市委託】	<p>目標：日常生活を営む上での様々な困りごとに対し、地域住民に近い立場で、または専門的に受容的に相談に応じ、助言・支援を行うことによって、地域住民の福祉の増進を図る。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ① 一般相談：年 24 回 ② 法律相談：年 16 回 ③ 相続相談：年 12 回 ④ 労働年金相談：年 12 回 ⑤ 家計のお悩み弁護士相談：年 12 回 ⑥ 相談員研修：年 1 回 ⑦ 介護認知症相談：年 6 回
(2) 生活困窮者自立支援事業の推進【市委託】	<p>目標：生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活困窮者の自立の促進に向けた自立相談支援事業等、その実施体制について行政や関係機関との連携した支援体制を構築し、相談者のニーズに応じた家計改善支援事業及び就労準備支援事業を実施する。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ① 自立相談支援事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の設置及び相談員の配置 ・支援会議の開催 ・支援調整会議の開催 ・運営協議会の開催 ・啓発及び研修会の開催 ・生活困窮者の把握、相談受付 ・1年のプラン策定目標 3 件 ② 家計改善支援事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・家計管理に関する相談支援 ・債務整理、貸付等の支援 ・1年のプラン策定目標 2 件 ③ 就労準備支援事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・就労自立に関する相談支援 ・就労体験受け入れ企業の開拓 ・集いの場「にじいろクラブ」の実施 ・1年のプラン策定目標 2 件
(3) 権利擁護の推進	<p>目標：判断能力が十分でない高齢者、障害者等が地域で安心して暮らせるように関係機関との連携を図ってネットワークを構築し、権利擁護を推進する。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ① 日常生活自立支援事業【県社協委託】 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者等の日常生活金銭管理及び福祉サービス等の利用支援 ・ケース会議への参加 ・啓発 ・生活支援員研修の開催 ・新しい事業に関する研究・ニーズ調査

事業名	事業目標・達成基準・具体的対応
	② 法人後見事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・法人後見の受任 ・行政、関係機関とのネットワークの構築 ・受任検討委員会の開催 ・後見支援員研修の開催 ③ 八幡浜市権利擁護センター事業【市委託】 <ul style="list-style-type: none"> ・当事者、地域住民、関係機関への利用支援 ・啓発 ・研修会の開催（虐待防止セミナー、市民後見人養成等） ・運営協議会の開催 ・受任者調整会議の設置
(4) 生活福祉資金貸付事業【県社協受託事業、】及び小口貸付の推進	目標：低所得者又は障害者、高齢者世帯、ひとり親世帯、失業世帯などに対し、資金の貸付相談と必要な支援を行うことによって、生活の自立を促進する。また、コロナ禍以降、新たに顕在化してきた生活困窮世帯へのアウトリーチ機能の強化。生活困窮者自立相談支援事業との連携による相談体制の強化を図る。
	① 貸付の相談 ② 民生委員児童委員・主任児童委員との連携 ③ 教育費用に関する周知・無料相談会の開催 ④ 特例貸付借入世帯の継続的な支援
(5) フードバンク事業等の推進	目標：SDGs（持続可能な開発目標）で掲げられている「1. 貧困をなくそう」「2. 飢餓をゼロに」「3. すべての人に健康と福祉を」「12. つくる責任 つかう責任」に寄与するために、まごころ銀行の機能を使い、フードバンク事業等を推進する。また、生活困窮者自立相談支援事業等と連携し、当事者への安心の提供と信頼関係の構築を図り、支援につなげていく。
	① フードバンク <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や企業からの寄付を広げる ・必要とする地域住民や団体への配布 ・フードパントリーの開催（年2回） ② 制服バンク <ul style="list-style-type: none"> ・主任児童委員との連携 ・小学校、中学校、高校との連携
(6) 家主さんバンク	目標：改正住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者への民間賃貸住宅への入所促進を図る取り組みについて推進していく必要があります。
	① ハンディキャップのある人を受け入れてくれる家主さんの発掘と名簿作成・管理 ② 不動産会社等との連携 ③ 居住支援 ④ 社会福祉協議会が居住支援法人を担うことの検討

事業名	事業目標・達成基準・具体的対応
4 介護保険事業・障害福祉サービス等の運営と支援の向上 (地域福祉課・介護保険事業所)	
(1) 通所 A 事業 健康クラブ【市委託】 (地域福祉課)	目標：高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業として、体操や運動、レクリエーションに取り組む。利用者全員で昼食を食べ、孤食の機会を減らす。
	① 利用者の立場に立った安心・安全で楽しいサービスを提供する。 個人でのプログラム、集団で取り組めるレクリエーションなど笑って楽しく仲間づくりの時間を提供する。 ・1日の利用者 提供目標 13名 (定員 16名) ② 避難訓練等の実施 (年 2回) ③ 保育園との交流 ④ 買物支援の検討
(2) 介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス (介護保険事業所)	目標：要支援 1・2 に認定された方を対象に、訪問介護員が利用者宅を訪問し、利用者が自宅で行うことが困難な入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行うサービス。住み慣れた地域の中で利用者のニーズに合わせ、自宅での生活が継続できるよう支援する。
	① 個々の利用者の生活習慣やニーズをもとに十分なアセスメントを行い、適切な介護を提供する。 ・1か月のサービス提供時間目標 95 時間
(3) 訪問介護事業 (介護保険事業所)	目標：介護保険制度の指定訪問介護事業所として、住み慣れた地域の中で、利用者のニーズに合わせ、自宅での生活が継続できるよう支援する。さらに、研修会などに積極的に参加し、指定居宅介護支援事業者など関係機関と密に連携をとり、利用者の意向に沿った支援サービスをより敏速に行える事業所を目指す。
	① 個々の利用者の生活習慣やニーズをもとに十分なアセスメントを行い、適切な介護を提供する。 ・1か月のサービス提供時間目標 500 時間 ② 特定事業所加算維持・資質向上のためのミーティング・研修会の開催 ③ 委員会の開催 ・身体拘束等適正化委員会、虐待防止委員会、感染症対策検討委員会、災害・感染症 BCP の実施と検証と見直し (指定居宅介護支援事業所・養護老人ホームとの協力・協働) ④ ICT 活用 ⑤ 認知症ケア加算の取得

事業名	事業目標・達成基準・具体的対応
(4) 居宅介護支援事業 (地域福祉課)	<p>目標：介護保険制度の指定居宅介護支援事業所として、地域の社会資源との連携を強化しながら、居宅サービス計画書を作成し、住み慣れた地域の中で、その人らしく自立した生活が維持できるよう支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 特定事業所加算取得体制の維持 <ul style="list-style-type: none"> ・見学実習生の積極的な受け入れ ② 定期的なミーティングと研修、事例検討会を実施し質の高いケアマネジメントを提供する。 <ul style="list-style-type: none"> ・1か月のプラン提供人数目標 70 名（介護支援専門員 3 名と兼務職員 1 名体制） ③ ICT 活用 ④ 委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束等適正化委員会、虐待防止委員会、感染症対策検討委員会、災害・感染症 BCP の実施と検証と見直し（訪問介護事業所・養護老人ホームとの協力・協働） ⑤ ケアプランデータ連携システム導入 <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業所と介護サービス事業所間でやり取りされる居宅サービス計画書、サービス提供票などをオンライン上で送受信し、業務効率化を図る。
(5) 障害福祉サービス事業 (介護保険事業所)	<p>目標：障害のある利用者が、住み慣れた自宅において、日常生活を営むことができるよう、身体介護や家事援助を行う居宅介護事業や重度訪問介護事業、視覚障害のある方の外出時の移動支援としての同行援護事業を行う。さらに、研修会などに積極的に参加し、特定相談支援事業所など関係機関と密に連携をとり、利用者の意向に沿った支援サービスをより敏速に行える事業所を目指す。</p>
	<ol style="list-style-type: none"> ① 居宅介護 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助、通院介助を行う。 ・1か月のサービス提供目標 100 時間 ② 重度訪問介護 <ul style="list-style-type: none"> ・重度の障害があり、常に介護を必要とする人に身体介護や家事援助、移動支援などの生活全般の支援を行う。 ・1か月のサービス提供時間目標：令和 4～7 年度は実績なし。 ※第 6 期八幡浜市障害者基本計画・第 7 期八幡浜市障害者福祉計画の見込み量も実績値（令和 3 年度～5 年度）・推計値（令和 6 年度～令和 8 年度）共に利用者数は 0 名。 ③ 同行援護 <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出時の移動援護などを行う。 ・1か月のサービス提供時間 50 時間 ④ 特定事業所加算体制の維持 ⑤ ICT 活用 ⑥ 委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束等適正化委員会、虐待防止委員会、感染症対策検討委員会、災害・感染症 BCP の実施と検証と見直し（指定居宅介護支援事業所・養護老人ホームとの協力・協働）

事業名	事業目標・達成基準・具体的対応
<p>5 指定管理者制度に基づく養護老人ホームの運営及び入所者支援の向上【市指定管理】（養護老人ホーム湯島の里・あけぼの荘）</p>	
<p>(1) 養護老人ホームの運営</p>	<p>目標：養護老人ホームは、老人福祉のセーフティネットとしての機能を果たしている。原則 65 歳以上の方で、環境上・経済上の事情によって在宅生活が困難な方が対象者の措置施設である。家族関係の希薄化・介護の重度化等入所者の取り巻く環境が困難となっており、安心・安全・良質なサービスを継続できる体制を維持する。また、両施設の統合に向けて調整を行う。</p>
	<p>① 施設運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守 ・入所者が暮らしやすい環境の整備 ・職員がいきいきと働ける職場づくり ・湯島の里とあけぼの荘の相互協力、一体的な経営方針・支援方針を定める ・各委員会等の設置と実施（身体拘束適正化委員会（年 4 回）、虐待防止委員会（年 4 回）、事故防止員会（年 4 回）、感染症防止委員会（年 4 回）、BCP、火災訓練（年 2 回）、原子力防災訓練（年 1 回）、地震防災訓練（年 1 回）、防犯訓練（年 1 回）、土砂災害訓練（年 1 回：湯島の里のみ）、水害訓練（年 1 回：あけぼの荘）） （指定居宅介護支援事業所・訪問介護事業所との協力・協働） ・業務の見直しと ICT を活用し、業務負担の軽減を図る <p>② 入所者と職員の権利擁護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従事者の育成と業務分担：研修体系の確立 全国老人福祉施設協議会が監修した「養護老人ホーム施設内研修に係る手引き」を活用し、職種間の相互理解・相互支援を図る。 ・入所者の適切な介護・医療サービスの利用支援 ・処遇計画の策定とケアプランとの連携 ・入所及び退所についての支援 ・入所者の役割づくり・社会参加の支援 ・一時保護の受け入れ <p>③ 地域貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の活動拠点や地域資源、入所者・職員との交流 ・高校生等ボランティアの受け入れ ・障害者や生活困窮者等の就労体験や雇用の促進 ・介護人材の育成